



埼玉県マスコット「さいたまっち」



埼玉県マスコット「コバトン」

# 移住支援金制度のご案内

東京圏（東京都、千葉県、神奈川県）から埼玉県内の9市町村に移住し、**中小企業等に就業した方**または**起業した方**（埼玉県起業支援金の交付対象者に限る）に対して

**移住支援金（世帯100万円、単身60万円）**を支給する制度がスタートします！

## 移住支援金対象者の要件

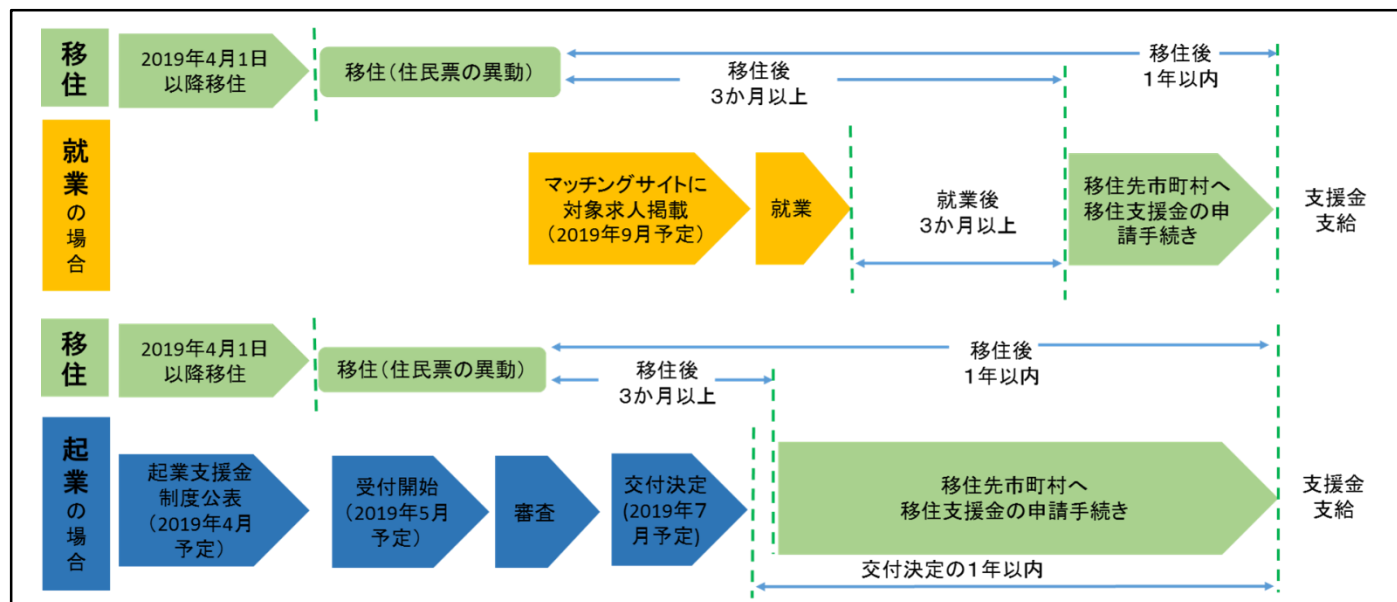
移住元	●東京23区在住者または通勤者 ＜通勤者について＞ 移住直前に、連続して5年以上、東京都・千葉県・神奈川県（条件不利地域（※1）を除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤（※2）していた方
移住先	●2019年4月1日以降に下記市町村に転入した方 ＜対象市町村＞ 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
就業先	●埼玉県又は他の都道府県が開設するマッチングサイト（*）に【移住支援金対象】と掲載されている求人に就職した方 * 埼玉県のマッチングサイトは9月中旬オープン予定
起業	●埼玉県起業支援金補助事業の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること

※1 詳しくは県ホームページをご覧ください。

※2 雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。



## 申請の流れ



## 移住支援金対象者の詳細事項

**単身の場合:**以下の(1)、(2)、(3-1)または(3-2)、(4)すべてに該当する方が対象となります。

**世帯の場合:**以下の(1)、(2)、(3-1)または(3-2)、(4)、(5)すべてに該当する方が対象となります。

<p>(1) 移住元に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。                  (ア) 移住する直前に連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。                  (イ) 移住する直前に連続して5年以上、東京都・千葉県・神奈川県(条件不利地域を除く。)に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから移住するまでの間に、東京23区外であって埼玉県内対象地域以外で雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)</p>
<p>(2) 移住先に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。                  (ア) 県内対象地域9市町村に移住したこと。                  (イ) 平成31年4月1日以降に移住したこと。                  (ウ) 移住支援金の申請時において移住後3か月以上1年以内であること。                  (エ) 移住した市町村に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
<p>(3-1) 就業先に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。                  1 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内(東京都、神奈川県、千葉県)の条件不利地域に所在すること。                  2 就業先が、埼玉県が開設するマッチングサイト(9月オープン予定)に【移住支援金対象】と掲載している企業であること。                  3 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。                  4 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。                  5 上記求人への応募日が、マッチングサイトに、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。                  6 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。                  7 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること</p>
<p>(3-2) 起業に関する要件</p>	<p>本県地域再生計画に基づく起業支援金の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。</p>
<p>(4) その他の要件</p>	<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。                  (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。                  (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p>
<p>(5) 世帯に関する要件 (※世帯向けの金額(100万円)を申請する場合のみ)</p>	<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。                  1 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。                  2 申請書を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。                  3 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。                  4 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。                  5 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>

### 申請先

各市町村の移住所管課 (※問い合わせ先はホームページに記載)

お問い合わせ先:

埼玉県企画財政部地域政策課 (移住担当)

【TEL】048-830-2773 【FAX】048-830-4741



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっちゃん」